

不審電話に関する事例

平成23年8月19日(金)午前11時半頃、佐世保市内の高齢者宅(70歳代女性)に男性から「平成18年からの医療費の過払金が35,000円あり通知を送ったが、受取期限が今日までであるが返事がまだない。携帯電話を持っていますか。」と電話があった。そのような通知は見た覚えがないので、不審に思い、一旦電話を切って市役所に確認の電話をかけたことで、事案が判明した。

平成23年8月19日(金) 佐世保市内の高齢者宅(70歳代女性)にキクチと名乗る男から「医療費の過払金が30,000円程度ある、受取期限が今日までなので、すぐに社会保険に連絡するように」と電話があった。指示された電話番号に電話したところ、一般の家庭(女性)のようだったので電話を切った。この後、不審に思った本人より市役所に電話があり、事案が判明した。

平成23年8月2日午前11時頃、保険事務局のサイトウと名乗る若い男性から、長崎市内の被保険者宅に「医療費が過払いになっている。過去5年間さかのぼって4万円程度支払うので、口座番号を教えてほしい。」という内容の電話があった。不審に思い、担当

課へ被保険者本人より電話があったため、事案が判明した。市担当課で調べたところ、医療費還付の該当はなく、電話をかけた職員もいなかった。また、被保険者の配偶者が国民健康保険に加入されているので、国民健康保険の担当課にも確認したが、医療費還付の該当もなく、電話をかけた職員はいなかった。また、被保険者が不審者から聞いていた電話番号に職員がかけたところ、「現在使われておりません。」とのアナウンスのみで電話はつながらなかった。

不審な電話等があった場合、広域連合、市町村後期高齢者医療担当または最寄りの警察へ御相談ください。

問い合わせ先：宮崎県後期高齢者医療広域連合

0985 - 62 - 0921（業務課）